

2020年 IT導入補助金活用ガイド



株式会社セイルボート

IT導入補助金とは？

- ✓ 正式名称「サービス等生産性向上IT導入支援事業」
- ✓ 中小企業・小規模事業者を対象に、当該事業者の生産性向上を図ることを目的に、ITツール(ソフトウェア・サービス等)の導入費用の一部を補助する制度
- ✓ 2020年は30～450万円の補助金が交付
- ✓ **1年に1法人1回のみ**申請可能

2020年 IT導入補助金の特別枠(C類型)について

- ✓ 2019年までは“生産性向上を目的”としたA類型、B類型のみ
- ✓ 2020年(今年)はA・B類型に加えて新たにC類型を創設
- ✓ C類型とは、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大防止・事業環境に与える影響への対策に向け下記3つ(甲乙丙)の目的でIT導入をする事業者を優先的に支援するもの

甲: サプライチェーンの毀損への対応


(顧客への製品共有を継続するために必要なIT投資)

乙: 非対面型ビジネスモデルへの転換

(非対面・遠隔でのサービス提供が可能なビジネスモデルに転換するために必要なIT投資)

丙: テレワーク環境の整備

(従業員がテレワークで業務を行う環境を整備するために必要なIT投資)



**当社のキマRoom!
シリーズは、乙丙
対象ITツールとして
採択!**

補助対象の事業者

✓ 中小企業・小規模事業者

(不動産業の場合は資本金3億円以下、従業員300名以下)

※ただし、中小企業・小規模事業者でも下記3つに該当する場合は対象外

- ①発行済株式総数または出資総額の1/2以上を同一の大企業が所有している場合
- ②発行済株式総数または出資総額の2/3以上を大企業が所有している場合
- ③大企業の役員または職員を兼ねている者が役員総数の1/2以上を占めている場合

✓ 日本国内に本社及び事業所を有していること

その他要件

✓ “gBizIDプライム”を取得していること

✓ 独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の実施する「SECURITY ACTION」の一つ星要件である「情報セキュリティ5か条」に同意すること

✓ 直近月における申請者(会社)の事業場内最低賃金が法令上の地域別最低賃金以上であること

✓ 労働生産性伸び率の数値目標を作成すること(伸び率目標: 1年後3%、3年後9%)

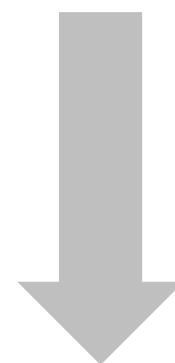
✓ 生産性に係る情報*を事務局に報告すること

(※)売上、原価、従業員数及び就業時間、給与支給総額、事業場内最低賃金等

当社の補助金対象ツール

- 当社のサービスはC類型適用可能なツールに採択されているため、MAX450万円の補助金交付を受けることが可能

ツール導入目的		乙、丙（非対面Bizモデル転換、テレワーク環境整備）	
申請類型		C類型	
当社の対象ツール	ソフトウェア (業務プロセス)	 (業務固有プロセス)	 (顧客対応・販売促進)
	ソフトウェア (オプション)	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> ※順次対象サービスの申請拡充予定 </div>	
		<div style="border: 1px solid green; padding: 5px; display: inline-block; background-color: #76b82a; color: white;"> 管理ソフト連動オプション </div>	



- “上記赤枠から1つ以上のツールを導入”という条件を満たせば下記3パターンの申請が可能
- 当該条件を満たせば、組み合わせは自由かつ費用総額に対して下記補助率・上限額が適用
(e.g.1) CRM単体
(e.g.2) Sign + 管理ソフト連動オプション

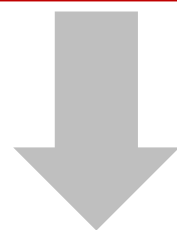
	A類型	C類型-1	C類型-2
補助率	1/2	3/4	3/4
補助上限額	30万～150万円	30～300万円未満	300万～450万円
賃上げ目標*	加点	加点	必須

※賃上げ目標については次頁で詳細説明

賃上げ目標について

- C類型-2の申請をするには賃上げ目標をクリアすることが必須

	A類型	C類型-1	C類型-2
補助率	1/2	3/4	3/4
補助上限額	30万～150万円	30～300万円未満	300万～450万円
賃上げ目標*	加点	加点	必須



賃上げ目標について

- 3年間の事業計画を策定(下記2つは達成必須)
 - ①事業計画期間において、**給与総支給額を年率平均(CAGR)1.5%以上にすること**
 - ②事業計画期間において、**事業場内最低賃金を地域別平均賃金+30円以上の水準にすること**
- **申請時点で上記事業計画を従業員に表明していること**

「加点」と「必須」の違いについて

加点⇒賃上げ目標がなくても申請・交付は可能
 実施すると補助金交付の審査上加点され交付が受けやすくなる

必須⇒賃上げ目標は申請・交付の上で必ず必要
 達成しないと補助金の一部または全額返還の対象となる

交付申請の流れ



※A類型/B類型/C類型ともに同じフロー

※gBizIDプライムアカウントは事前登録が可能

アカウント開設で準備するもの

- 印鑑証明証の原本
(3ヶ月以内に法務局・地方公共団体で発行されたもの)
- 法人代表印または個人事業主の実印、押印済申請書
(申請書はgBizIDのHPで作成可能)
- 法人代表者または個人事業主自身のEメールアドレス
- 法人代表者または個人事業主自身の電話番号
(SMS受信可能なもの)

登録サイト

gBizIDホームページ▼

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

法人の場合

個人事業主の場合

添付書類

- **履歴事項全部証明書
(発行から3か月以内のもの)**

※法人の実在証明として

- **直近分の法人税納税証明書
(税務署窓口発行のもの)**

※法人として事業継続している証明として

- **運転免許証もしくは住民票
(発行から3か月以内のもの)**

※個人所在地の証明として

- **直近分の法人税納税証明書
(税務署窓口発行のもの)**

※個人事業が継続している証明として

その他

- **Eメールアドレス**

※申請法人の担当者本人が保持しているもの

- **SMS受信可能な携帯電話**

※申請法人の担当者本人が保持しているもの

- **Eメールアドレス**

※申請者本人が保持しているもの

- **SMS受信可能な携帯電話**

※申請者本人が保持しているもの

A類型/B類型

6次締切分

申請締切日: **2020年7月31日(金) 17:00まで**

交付決定日: 2020年8月31日(月) 予定

7次締切分

申請締切日: **2020年8月31日(月) 17:00まで**

交付決定日: 2020年9月30日(水) 予定

C類型

5次締切分

申請締切日: **2020年7月31日(金) 17:00まで**

交付決定日: 2020年8月31日(月) 予定

6次締切分

申請締切日: **2020年8月31日(月) 17:00まで**

交付決定日: 2020年9月30日(水) 予定

詳しくはIT導入補助金2020の公式HPをご確認ください。

■ IT導入補助金2020 ホームページ

<https://www.it-hojo.jp/>

■ 交付申請の流れ

https://www.it-hojo.jp/r01/doc/pdf/r1_application_manual.pdf

■ IT導入補助金2020 公募要領 通常枠(A類型/B類型)

https://www.it-hojo.jp/r01/doc/pdf/R1_application_guidelines_second.pdf

■ IT導入補助金2020 公募要領 特別枠(C類型)

https://www.it-hojo.jp/r01/doc/pdf/R1_application_guidelines_second_tokubetsuwaku.pdf